

社会保障の安定財源確保

- 今般の社会保障・税一体改革により、消費税率引上げによる増収分を含む消費税収(国・地方、現行の地方消費税収を除く)は、全て社会保障財源化される。
- 消費税率引上げによる増収分は、消費税率が税制抜本改革法に則り5%引き上げられた場合には、「社会保障の安定化」に4%程度、「社会保障の充実」に1%程度向けられることになる。

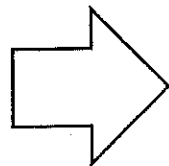
<改革を織り込んでいない姿>

社会保障4経費
(国・地方)
37.8兆円

37.8兆円

差額
26.6兆円

消費税収4%分
(国・地方)
(現行の地方
消費税除く)
11.2兆円



<改革を織り込んだ姿>

社会保障4経費
(国・地方)
44.5兆円

社会保障の充実
2.8兆円
消費税引上げに伴う増
0.8兆円
年金国庫負担1/2等
3.2兆円

37.8兆円

差額
19.3兆円

全て社会保障財源化

2.8兆円
0.8兆円
3.2兆円
7.3兆円
後代への負担の
つけ回しの軽減
消費税収4%分
(国・地方)
(現行の地方
消費税除く)
11.2兆円

充実
1%
安定
4%

消費税率5%引上げ分
14.0兆円

(注1) 社会保障制度改革推進法では、「国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるもの」とされている(社会保障制度改革推進法第2条第1項4号)。

(注2) 計数は、2017年度時点の見込み。

(注3) 上図の社会保障4経費のほか、「社会保障4経費に則った範囲」の地方単独事業がある。

(注4) 引上げ分の地方消費税については、地方税法において、社会保障施策に要する経費に充てるとされている。また、引上げ分の地方消費税と消費税に係る交付税法定率分の総額を、地方単独事業を含む地方の社会保障給付費の総額と比較し、社会保障財源となっていることを毎年度確認することとされている。